

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、これまで増加してきたが、令和7年をピークとし、穏やかに減少することが見込まれる。

本町の産業構造は、金属製品・生産用機械・輸送機械等を中心とした工業系を主に、その他卸売業・小売業等のサービス業を始めとする多様な業種によって成り立ち、経済・雇用を支えている。

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

本町でも住みよい街づくりとしてセントラル開発や子育て支援を重点的に推進することで、町内在住者を増やし、働きやすい環境整備を行っている。また、中小企業支援策として企業立地促進条例や商業施設等立地促進条例に基づく雇用促進奨励措置を設けている。

本町が現在取り組んでいる支援策に加え、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

本町では、先端設備等導入計画の目標認定件数を2年間で30件とする。これにより、本町は県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、尾張地域の産業の中心として更に経済発展していくことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業・製造業・サービス業を始めとする多様な業種によって成り立ち、経済・雇用を支えているため、広い範囲で事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な設備投資を支援する必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等

全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、北東部に位置するインター周辺の工場・物流施設・農業用施設、中央部並びに南部に位置する工業団地及び町内に点在する工場を中心に広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は町が同意した日から3年、4年又は5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。認定に当たっては、導入促進指針及び当該基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。

ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。